

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 はぴねす福祉会

目 次

令和3年度 事業計画書

法人本部事業	1	～	3
生活介護事業	4	～	6
居宅介護等事業	7	～	8
手話通訳事業	9	～	13
1. 手話通訳設置事業			
2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業			
3. 手話奉仕員養成研修事業			
4. 要約筆記奉仕員養成研修事業			
5. あゆみの里手話通訳者等派遣事業			
地域活動支援センター事業	14	～	17
障害児通所支援事業	18	～	21
1. 放課後等デイサービス事業			
2. 日中一時支援事業			
相談支援事業	22	～	28
1. 委託相談支援事業			
2. 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業			
3. 指定一般相談支援事業			
4. 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務			
就労継続支援B型事業	29	～	37
1. レインボーハウス（就労移行支援・就労継続支援B型）			
2. たんぽぽ（就労継続支援B型）			

法人本部事業

1. 目的　　はびねす福祉会の経営理念「障がい者が住み慣れた地域で、安心した生活がおくれ、自立した生活ができるよう『広い心とさわやかな笑顔』をモットーとして、信頼される施設・利用しやすい施設を目指してサービス提供に努める」を職員一人ひとりが十分に理解し、障がい者のためにさらに真剣に取り組むこと。

この目的を方向性と定め、ぶれることなく、周知徹底を図っていく。

2. 役員

(1) 理事　　現任 6 名 (令和元年 6 月 22 日から
令和 3 年度 6 月開催予定の定時評議員会終了時まで)

(2) 監事　　現任 2 名 (令和元年 6 月 22 日から
令和 3 年度 6 月開催予定の定時評議員会終了時まで)

3. 評議員

(1) 評議員　7 名 (平成 29 年 4 月 1 日から
令和 3 年度 6 月開催予定の定時評議員会終了時まで)

4. 理事会　　年 2 回以上開催する。

(1) 定時理事会　6 月上旬～中旬に開催する(令和 2 年度事業報告及び決算の審議)
3 月上旬～中旬に開催する(令和 3 年度事業計画及び予算の審議)
(2) 臨時理事会　上記以外に、必要に応じて開催することがある。

5. 評議員会　　年 2 回以上開催する。

(1) 定時評議員会　6 月中旬～下旬に開催する(令和 2 年度事業報告及び決算の審議)
(2) 臨時評議員会　上記以外に、必要に応じて開催することがある。

6. 監事監査会　　年数回、必要に応じて、開催する。

7. 主要行事

- (1) 4月 「ライト・イット・アップ・ブルー」 キャンペーン
- (2) 10月 福祉ゾーンまつり（あゆみの里まつり）10/23(土)予定

8. 役員研修

- 社会福祉法人 監事研修
- 社会福祉法人 役員研修
- 社会福祉法人 経営セミナー
- 社会福祉法人役員セミナー
- 経営管理者研修
- 職場研修推進研修

9. 職員研修

- 人事・労務管理セミナー（メンタルヘルス研修含む）
- 障害者福祉事業経営セミナー
- 会計担当者決算事務研修
- 人事考課制度研修
- 虐待防止・権利擁護研修
- 人権研修

10. 開催委員会

- 苦情解決委員会
- 虐待防止委員会
- 衛生委員会
- 防火管理委員会

11. 加入団体

- 独立行政法人 福祉医療機構
- 島根県社会福祉法人経営者協会
- 島根県社会福祉協議会
- 益田市社会福祉協議会
- 益田・鹿足成年後見センター
- 石西地域人権を考える企業等連絡会
- 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
- 島根県・益田市安全運転管理者協会

- 島根県社会保険協会
- 精神障がい者の地域生活を支える会
- 島根県精神当事者連絡会
- 島根県精神保健福祉協会
- 島根県障がい者就労事業支援センター

1 2. 今年度の重点取組み事項

- 3期連続赤字からの脱却
 - ・各事業所の予算書に沿って最大限の収入の確保に努める
 - ・賞与は、当面は経営実情に見合った支給とする
 - ・事業費・事務費等においても経費節減に努め厳格に管理する
 - ・役員報酬の引き下げ
 - ・危機感を共有し、職員一人ひとりの意識改革を図る
- 人事考課制度の導入
 - ・公正公平な評価制度の確立を目指す
 - ・職員の育成と士気の高揚及び組織の活性化を図る

生活介護事業

1. 事業目的

通所により入浴、給食、介護サービスや日常生活に必要な援助、生産活動・創作活動を行い、心のリフレッシュを図るとともに生活全般の質の向上を図り、自立した日常生活または地域生活を営むことができるよう支援する。

2. 事業内容

利用者を個々の状態に合わせ必要な支援を提供する。

(1) 日常生活の支援

食事（食事介助、刻み、ペースト食事形態の提供、経管栄養、食事量チェック、水分管理、口腔ケア）
入浴（一般浴、機械浴、洗髪、洗身、着脱介助、見守り、整容、爪切り、移動、移乗介助）
排泄介助（排泄管理、誘導、介助）
生活能力向上の支援（日常生活訓練・社会適応訓練等）

(2) 医療的支援

健康管理（医療的ケア、バイタルチェック、服薬確認、傷の処置、体重測定）

(3) 日中活動支援

機能訓練（リハビリテーションカレッジ（三隅）理学療法、言語聴覚療法・3B体操・音楽療法・散歩、四季散策・マッサージ・視覚パソコン活動）
余暇活動（大正琴・カラオケ・DVD観賞・音楽鑑賞・レクリエーション・リラクゼーションやすらぎ空間提供）
創作活動（ステンシル・エコクラフト・習字・壁面飾り・封筒作り・野菜作り）

(4) 社会参加の支援

外出行事（散歩・四季散策・買い物）

(5) 相談支援

本人及び家族からの相談

(6) 個別支援計画の作成

個別支援計画の作成・アセスメント・モニタリング
ケア会議の出席

(7) その他

送迎

3. 利用対象者

益田市・津和野町・吉賀町の方（その他の地域は要相談とする）
市・町が支給決定をした者
(障害支援区分 3 以上、ただし 50 歳以上の場合は障害支援区分が 2 以上である者)

4. 実施時間帯 9 時 30 分～15 時 45 分

8 時 30 分	迎え
9 時 30 分	健康チェック 朝の会（連絡）
10 時 00 分	ラジオ体操・ストレッチ体操 入浴・機能訓練・個別活動・創作活動
12 時 00 分	お口の体操（口腔体操） 昼食・口腔ケア・休憩
13 時 00 分	入浴・機能訓練・個別活動・講座 集団レク
15 時 15 分	終りの会（連絡）
15 時 45 分	送り

5. 利用定員・時間帯等

定員 20 名

営業日 月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分から午後 3 時 45 分

休業日 土曜日、日曜日

12 月 30 日から 1 月 3 日

6. 利用料金

- 原則 1 割負担（軽減措置あり）
- 実費（重要事項に定める）

7. 実施場所

益田市障害者福祉センター あゆみの里（益田市横田町 2087 番地 1）

8. 事業担当職員

管理者	兼務	1 名
サービス管理責任者	常勤	1 名
看護師	常勤	1 名 非常勤 1 名
生活支援員	常勤	4 名 兼務 4 名 非常勤 1 名
運転手	非常勤	1 名
医師	嘱託	1 名
その他必要に応じてパート職員で対応		

9. 協力医療機関 医療法人 共生会 なかしまクリニック
(益田市横田町 2532 番地)

10. 重症心身障がい児（者） 在宅サービス提供体制整備事業（県事業）

（1）利用対象者

在宅の重症心身障がい者

（2）事業担当職員

看護職員等 常勤 1名（兼務）

その他兼務職員で対応

11. 主な年間行事内容計画

4月	・お花見ウォーキング(池村)
6月	・散策、(さんさん牧場)
8月	・ショッピング
10月	・福祉ゾーンふれあいまつり
11月	・ショッピング
1月	・初詣
3月	・ひな祭り会&利用者会議

・季節行事を行う ・避難訓練 2回／年

12. その他

- （1）実習生受け入れ（利用を想定した養護学校生徒の実習、高校生、専門学生など）
- （2）ボランティアの受け入れ（精神保健ボランティアこもれび、サマーボランティア）
- （3）職員研修
 - ・福祉職員、人権、虐待、権利擁護 強度行動障害、等の研修
 - ・介護研修
 - ・職員会議 ケース検討会議 看護職員会議（月1回）

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・障がい特性とニーズに基づいた、小グループ化を図り、充実したプログラムの提供ができるようにする。利用者のやる気や興味を引き出せるような楽しい企画・活動を試行しながら、プログラムを増やす。
- ・職員間の情報の共有の徹底、新しいスタッフへ利用者支援・対応等のきめ細かい指導を行い、安全・安心な統一した支援の提供に努める。
- ・安心したサービス提供の実施するためのスキルの向上。
(障がい特性の理解 介護技術 リスク管理 安全衛生管理(新型コロナウイルス対策))

居宅介護等事業

指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援

1. 事業目的

障がい者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

2. 利用対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、介護給付(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護)及び、移動支援事業の支給決定を受けた方が対象とする。

3. 事業内容

障がい者が家庭での生活ができるよう次の事業を行う。

(1) 居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介助等身体介護、掃除、洗濯等家事援助、通院介助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

(3) 行動援護

自己判断が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

(4) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において、安全かつ快適に移動の支援を行い視覚情報の提供を行う。

(5) 移動支援事業（地域生活支援事業）

障がい各手帳の所持者で市内に居住する方で、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出支援を行う。

※ 市が定める金額1割を負担

(6) その他

定期的にサービス提供及び継続の有無について見直しを行う。

必要に応じて関係機関との連絡をとり連携を密にし、事業が円滑に実施できるように努める。

4. 職員会議・研修

- ・ ヘルパー職員会議
- ・ ヘルパー会議
- ・ 同行援護、強度行動障害支援者養成研修の資格取得研修
- ・ キャリアパス制度運用研修Ⅰ

5. 実施時間

午前 6 時から午後 10 時まで（原則）

6. 利用料金

原則 1 割負担（軽減措置あり）

7. 職員体制

管理者	1 名（兼務）
サービス提供責任者	1 名（常勤）
訪問介護員	常勤換算 2.5 名以上

8. 職員の資格

介護福祉士 2 級ヘルパー

社会福祉士

同行援護従業者養成研修修了 強度行動障害支援者養成研修修了

重度訪問介護養成研修修了

9. 事業所

益田市障害者福祉センター あゆみの里

（益田市横田町 2087 番地 1）

<今年度の重点取組事項>

- ・若いヘルパーの人材確保。
- ・報告・連絡・相談を確実にすることで情報共有ができ、統一した支援をめざす。
- ・心地良い在宅生活が送られるよう障がい特性だけでなく、個々の生活や思いに応じた支援をするために広い視野を持つ。そのために様々な分野の研修に参加する。
- ・利用者や家族だけではなく、その周りの状況をしっかりと把握し、臨機応変に動くことが出来るようにスキルアップに努める。
- ・利用者に寄り添いながら、生きにくさ、悩み、ストレス等が軽減されるように支援する。

手話通訳事業

〈目的〉

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う。また意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

〈当該事業〉

1. 手話通訳設置事業（益田市・津和野町・吉賀町）

(1) 事業内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化と社会参加を促進するため、手話通訳を行う者（専任手話通訳者）を益田市障害者福祉センター「あゆみの里」と津和野町・吉賀町役場に設置する事業

(2) 業務内容

- ・ 庁舎内外における手話通訳、相談受付等(益田市役所を除く)
- ・ 益田広域消防本部からの依頼による緊急時の手話通訳
- ・ 聴覚障がい者等の理解啓発に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 手話指導に関すること
- ・ 手話通訳者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 要約筆記者派遣事業の運営（コーディネート）に関すること
- ・ 手話及び要約筆記奉仕員の研修会の企画運営に関すること
- ・ 手話奉仕員養成講習会の企画運営に関する事（益田市・津和野・吉賀）
- ・ その他、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に関する事

(3) 実施方法等

- ・ 専任手話通訳者は、聴覚障がい者等からの手話通訳等の依頼に対し、必要に応じて対応する。
- ・ 事業実施にあたっては、行政と十分協議し実施する。

(4) 職員の研修

- ・ 手話通訳専門研修
- ・ 指導に関する研修
- ・ 人権研修
- ・ その他

(5) 頸肩腕障害予防検診

- ・ 専任手話通訳者は、1年に1回受診する。

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・聴覚障がい者に関わるすべての人との信頼関係を大切にし、言語としての手話の普及や聴覚障がい者等の理解啓発を進める。(小中学校等への啓発活動)
- ・一人ひとりを大切にし、その人に必要な支援をする。

2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業 (益田市・津和野・吉賀)

(1) 事業内容

手話または筆記を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援する。また、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、聴覚障がい者等の申し出により登録された手話通訳及び要約筆記者を派遣する事業

(2) 派遣対象者

行政が必要と認めた聴覚障がい者等

(3) 派遣の対象となる事項等

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、聴覚障がい者の自立と社会参加が促進されるよう、行政と十分協議しながら実施する。

(4) 通訳は、以下のものがあたる。

手話通訳士 手話通訳者 手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員資格をもつ者で行政に登録している者

(5) その他

派遣調整担当者（コーディネーター）をおいて、派遣調整が円滑に行われるようとする。コーディネーターは専任手話通訳者が担当する。

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・手話通訳者や要約筆記者と十分協議し、丁寧なコーディネート（課題や問題点を共有も含む）を行う。
- ・通訳現場にトレーナーの立場で設置者が同行するなど、通訳者を増やしていく動きをする。

3. 手話奉仕員養成研修事業

【養成講習会(基礎課程)】(益田市・津和野町・吉賀町)

(1) 事業内容

聴覚障がい者との交流活動の促進、手話で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

(2) 対象者

- ・令和2年度実施の入門課程を修了された方。

(3) 実施期間等

令和3年4月～令和4年3月

(4) 実施内容及び方法等

- ・厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに基づき実施する。
尚、必要に応じて補講を実施する。

(5) 実施場所

益田市総合福祉センター
NPO法人にこはら 日原にぎわい創出拠点 かわべ
七日市林業センター

(6) 担当者

聴覚障がい者主講師	1名
手話通訳者	1名
補助講師	若干名

※事業を円滑かつ効果的に実施するため、講師団を結成する。

【研修会】(益田市・津和野町・吉賀町)

○登録者研修会

(1) 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、手話の技術と知識の向上を図る。

(2) 対象者

登録手話奉仕員

今年度の重点取り組み事項

- ・手話通訳技術と知識の向上のための研修を行う。
- ・基礎技術やコミュニケーション力を高めるため、手話養成講習会の学び直し研修を行う。
- ・聴覚障がい者と自分の暮らしを重ね、手話奉仕員としての役割を考える研修会を行う。

4. 要約筆記奉仕員養成研修事業 (益田市・津和野町・吉賀町)

【研修会】

(1) 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、要約筆記技術と知識の向上を図る。

(2) 対象者

登録要約筆記奉仕員

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 要約筆記技術の向上や、対象者に合わせた支援ができるように研修を行う。
- ・ 倫理意識を高める研修会を行う。

はぴねす福祉会独自事業

あゆみの里手話通訳者等派遣事業

〈目的〉

地域の様々な機関や団体が手話通訳や要約筆記を活用することによって、聴覚障がい者の社会参加を促進し、また手話通訳や要約筆記の社会的な認識を高めることを目的とする。

〈事業内容〉

委託事業以外に主催者が費用負担する手話通訳者や要約筆記者（以下、手話通訳者等）を派遣調整する事業

(1) 派遣対象者

手話通訳や要約筆記を必要とする主催者で、費用負担できるもの

(2) 派遣手話通訳者等

法人に登録した手話通訳者等

(3) 派遣の決定

聴覚障がい者の社会参加を目的とした事項について派遣するものとする。法人が可否の決定を行い、法人に登録したもののうちから適任者を調整し、派遣する。但し、以下のいずれかに該当する場合は、派遣しない。

①人権の侵害や反社会的な目的に利用される懸念がある場合

②理事長が不適切と判断した場合

(4) その他

事業実施にあたっては、法人と派遣対象者と十分協議し実施する。

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・調整時のやりとりや報告書や自己評価シートへの返信をきめ細かく迅速に行う。
- ・派遣の流れ、資料の必要性等、主催者への丁寧な説明を行う。

地域活動支援センター事業

目的：障がい者の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供とともに、社会との交流の促進を図り、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援をする。

事業内容：

1. 憩いの場の提供

当事者の情報交換、交流、就労・作業の休憩等、憩いの場を提供する。また、生活のリズムの維持や入浴等、日中の居場所としての機能も持つ。

2. 創作活動、生産活動、仲間づくりの機会の提供

創作活動や生産活動、講座、レクリエーション、行事等を通じて生きがいを見い出し、仲間づくりや人間関係を作る機会を提供する。

- | | | |
|-----------|-------|--------|
| ・調理、お菓子作り | ・手芸 | ・軽スポーツ |
| ・カラオケ | ・音楽の会 | ・外出行事 |
| ・グラウンドゴルフ | ・麻雀 | 他 |

※利用者が先生になれる講座を組み立てる。(強みをいかす支援)

3. コミュニケーションや人間関係づくりの支援

グループワークの手法を活用し、コミュニケーションや人間関係づくりを支援する。

- ・茶話会(司会・記録等当事者主体で実施)
- ・当事者のつながりミーティング
(あゆみミーティングクラブ、音楽や手話を通じたミーティング等)
- ・ミーティンググループ(臨床心理士による)
- ・S S T(生活技能訓練、ロールプレー等)他

4. 地域交流活動

①地域住民と一緒に活動する行事

- ・お花見交流会
- ・グランドゴルフ&バーベキュー交流会
- ・ボーリング交流会
- ・絵手紙講座(月1回)
- ・麻雀交流会

- ・地域イベントや福祉ゾーンまつりへの出店
 - ・ファイブハーツクリスマス交流会
 - ・新年会　他
- ②他市町当事者会及び地域活動支援センター利用者との交流会
- ③地域交流室の貸し出し、福祉等に関する本、ビデオの貸し出し
- ④地域や公共施設が開催する行事への参加、奉仕活動
(精神障がい者の地域生活を支える会の事務局、こもれびの行事、
西益田地区行事、人権センターやグラントワ、美術館行事等)
※他施設での奉仕活動や地域の子どもたちに囲碁や将棋を利用者
が教える場づくりを組み立てる。

5. 相談

来所や電話での相談に応じ、個別支援をする。必要に応じて相談
支援事業所等と連携し、関係機関を紹介する。

6. ボランティアの育成とボランティア・実習生の受け入れ

「あゆみの里協力会員」について今後の方向性を決める。

こもれび、支える会の会員へ各種行事や研修会のご案内をする。

7. 啓発活動

① 学習会の開催（年2回）

- ・障がい当事者や家族、地域住民、ボランティア、関係機関等に病気や障がい、人権について、正しく理解してもらうための「啓発学習会」や、利用者の社会生活力を高めるような「利用者のための学習会」を開催する。

② 当事者活動の支援

③ 広報誌『はっぴー号』の発行

職員研修：

- ・精神障がい、発達障がい、ひきこもりに関する等各種専門研修
- ・対人援助技術に関する研修
- ・人権研修
- ・その他（各種連絡会等）

利用対象者：障がい者及び家族の方で、センターに登録をした方

実施時間帯：平日　午前8時30分から午後5時

土曜日 午前8時30分から午後4時
休業日 日・祝祭日 12月30日から1月3日

担当職員：施設長1名（兼務）
精神保健福祉士等 1名（常勤・専従）
指導員2名（常勤、兼務）

行事計画

月	行事
4月	研修会
5月	バーベキュー&グラウンドゴルフ交流会
6月	避難訓練
7月	ヴィレッジせいわとの交流会
8月	啓発学習会
9月	ボーリング交流会
10月	福祉ゾーンふれあいまつり
11月	避難訓練
12月	ファイブハーツクリスマス交流会への参加
1月	新年会
2月	音楽の会
3月	学習会（社会生活力の向上）

《重点取り組み事項》

- ① 今利用されている方の安定が続くよう、「言葉」に耳を傾けることを基本に支援をする。感情のコントロール、言葉遣い等について振り返りを実施する。
- ② 個々の「強み」をいかす支援、また個々の「夢」や「希望」をお聞きして少しでも夢や希望に近づくことができるよう相談支援事業所等関係機関と連携をとりながら支援をする。

- ③ 様々な生き辛さを抱えた利用者を支援していくという目的を忘れず、そのための専門的知識を獲得し実践するための研修会、勉強会に積極的に参加する。
- ④ 子ども・若者支援センター等関係機関と連携を取りながら、ひきこもりの方が一歩踏み出す『居場所』としての役割の一旦を担うことを目指す。また、地活の予定表やはっぴー号を利用して、ひきこもりの方、あるいはご家族の方へ直接届くことを目指し、メッセージを地道に発信し続ける。
- ⑤ 「こもれび」の皆さんの活動をよく知り、また地活の活動よく知っていただくために「こもれび」の例会に毎回参加する。

放課後等デイサービス事業

1. 事業目的

心身に障がいのある児童、あるいは発達に特性のある児童に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切で、かつ効果的な指導及び訓練をする。

2. 事業内容

(1) 自立支援と日常生活の充実のための活動

☆個別プログラム

☆排泄、衣服の着脱などの練習

☆食器洗い、洗濯などの練習

☆ショッピング、調理実習、作業的な活動

(2) 創作活動

☆制作（季節や行事など）

(3) 地域交流の機会の提供

☆音楽療法

☆ボランティア、実習生の受け入れ

(4) 余暇の提供

☆レクリエーション

☆季節の行事

4月・花見 8月・水遊び 12月・クリスマス 1月・初詣

☆身体機能を高める活動

公園で遊ぶ、散歩、足浴、マッサージ

(5) 個別支援計画

保護者の意向を踏まえ医療機関や保健・福祉・教育の関係機関と連携し、一人ひとりの状態に即した計画を作成。また、計画の評価・見直しを半年ごとに実施。

(6) その他

送迎については、原則保護者での対応

（養護学校、西益田小学校へのお迎えは職員対応。）

3. 利用対象児童

市町に放課後等デイサービスが必要と認められた、就学後の障がいのある児童
対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

4. 実施時間

月～金曜日 午後 2 時から午後 6 時

長期休暇（平日） 午前 9 時から午後 6 時

※休館日 土・日曜日、祝日、盆（8月 13 日～15 日）、年末年始（12月 30 日～1月 3 日）

5. 実施場所

益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

6. 利用定員 10 名

7. 利用料

- ・原則 1 割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項説明書に定める）

8. 職員体制

管理者 1 名（兼務）

児童発達支援管理責任者 常勤 1 名

児童指導員 常勤 2 名（兼務） 非常勤 2 名

保育士 常勤 1 名（兼務）

障害福祉経験者・その他従業者 常勤 1 名

※必要に応じ非常勤職員配置

9. その他

保護者交流会

職員研修

- ・担当職員会議

月 1 回実施（個別支援計画評価・月行事計画・ヒヤリハット等）

- ・職員勉強会

- ・障がい児（者）虐待防止研修

- ・専門研修（発達障害、感覚統合、自閉症スペクトラム、強度行動障がいなど）

- ・視察研修

避難訓練（年 2 回）

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・障がいのある児童生徒の安心・安全と一貫した支援のために、家庭と学校と事業所間の一層の連携を図る。
- ・養護学校の生徒が年々、減少していることから地域向けに情報提供を行い、利用者が増えるように支援学級に通う生徒の受け入れ体制を整える。
- ・児童の障がいに対する専門的な知識（発達支援等）や保護者支援を含めた適切な支援方法を学び、職員のスキル向上に繋げる。
- ・個別の障がい特性を理解すると共に、職員の共通理解のもと個々に応じたプログラムを作成し、個別課題や集団生活の充実化を図る。
- ・新型コロナウイルス予防対策の徹底を図る。

日中一時事業

1. 事業目的

障がい者（児）に対して日中における活動の場を提供することにより、障がい者（児）の家族の就労を支援するとともに、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。

2. 事業内容

見守り、社会に適応するための日常的な訓練または創造的活動等の機会の提供。
児童については、放課後等デイサービス実施時間外の希望に対応する。

3. 利用対象者（児）

日中において介護するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町が認めた障がい者（児）

対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

4. 実施時間 月～金曜日 午前8時から午後7時

5. 実施場所

益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

相談支援事業

○委託相談支援事業

目 的 障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族等からの相談に応じ必要な情報提供や支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を行うとともに、地域の関係機関の連携強化を図り、地域で生活する障がい者や家族等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

事業内容

1. 福祉サービスの利用援助

- ① サービス情報の提供、サービス利用の助言、サービス提供事業者等の紹介
- ② その他必要な保健医療サービス、制度の利用援助

2. 社会資源を活用するための支援

- ① 福祉機器・情報機器の情報提供、利用助言
- ② 外出をするための支援（外出方法、交通機関の利用、移動手段等の助言）
- ③ 住宅に関する相談（住宅改修の助言、住宅の情報提供）
- ④ ボランティア等の紹介
- ⑤ 生活情報の提供

3. 社会生活力を高めるための支援

- ① 障がい受容、病状・医療についての助言
- ② 人間関係(介助者・職場・家庭・地域等)に関する支援、助言
- ③ 就労・教育に関する助言
- ④ 趣味、余暇活動の支援
- ⑤ 金銭管理等の助言
- ⑥ 当事者活動の支援

4. 権利の擁護のために必要な援助

- ① 利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために必要な関係機関との連携
- ② 日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介、利用の援助

5. 専門機関の紹介等

- ① 障がい者のニーズに応じた各種専門機関の紹介

6. 自立支援協議会、障がい者団体、地域住民等との連携など

- ① 自立支援協議会や相談支援会議への参加
- ② 情報周知ための説明会・相談会の実施
- ③ その他地域啓発と社会資源の開発に寄与すると考えられる活動への参加、実施

7. 益田市から委託の障害支援区分認定調査の実施

利用対象者 益田圏域に在住する障がい児・者及びその家族や介護者等で、相談支援を必要とする者

実施時間帯 平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

休 業 日 土、日、祝日、12月30日から1月3日

実 施 場 所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内
相談支援事業所ほっと
益田市横田町 2087 番地 1

事業担当職員 相 談 員 4 名 常 勤

<研修・会議参加計画>

相談支援従事者現任者研修【前期】	出雲	2日間
相談支援従事者現任者研修【中期】	出雲	1日間
相談支援従事者現任者研修【後期】	出雲	1日間
強度行動障害支援者養成研修【基礎】	浜田	2日間
強度行動障害支援者養成研修【実践】	出雲	2日間
医療的ケア児等コーディネーター養成研修【講義・演習】	江津	4日間
精神障がい者地域移行関係職員研修	松江	1日間
ファシリテータ養成研修【講義・演習】	出雲	2日間
ファシリテータ養成研修【実習】	出雲	5日間
ファシリテータ養成研修【振り返り】	出雲	1日間
相談支援従事者スキルアップ研修	出雲	2日間
福祉職員キャリアパス対応生涯研修	浜田	2日間
相談支援事業所と市町村との連絡会議	浜田	1日間
相談支援専門員協会研修会	出雲	6日間
自立支援協議会 相談支援会議		
精神障がい者地域移行・地域定着支援益田圏域会議		
益田・鹿足地区生活支援会議、ウインド益田ブロック連絡会議		
益田障がい者就業・生活支援センター連絡会議		

○指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業

目 的 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

事業内容

（計画相談支援）

ケアマネジメントの手法を用いた個別相談、サービス等利用計画書の作成及びモニタリング

（基本相談支援）

- ① 福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ② 福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③ 生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④ 心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤ 趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥ 地域で生活していく上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦ 障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していくまでの力をつけるための個別援助・支援
- ⑧ 成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

利用対象者

（特定相談支援事業）

益田圏域に在住する、障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）

（障害児相談支援事業）

益田圏域に在住する、障害児通所支援事業を利用する障がい児

実施時間帯 平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

休 業 日 土、日、祝日、12月 30 日から 1 月 3 日

実 施 場 所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内

相談支援事業所ほっと

益田市横田町 2087 番地 1

事業担当職員 相談支援専門員 4 名 常 勤（内専従 2 名）

○ 指定一般相談支援事業

目的

障がい者（児）が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意思に即して、本人が充実した生活が送ることができるように、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行う。入院、入所から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

事業内容

(地域移行支援)

- ① 地域生活の準備のための外出への同行支援
- ② 入居に関わる支援
- ③ 障がい福祉サービスほか社会資源の利用の支援
- ④ 家族、関係機関等との調整
- ⑤ 自立支援ボランティアの活用

(地域定着支援)

- ① 障がい福祉サービスほか社会資源の継続利用の支援
- ② 常時（24時間）の連絡体制の確保
＊携帯電話にて休日、夜間対応を行う（相談、緊急対応）

(基本相談)

- ① 福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ② 福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③ 生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④ 心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤ 趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥ 地域で生活して行く上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦ 障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく為の力をつけるための個別的援助・支援
- ⑧ 成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

利用対象者（地域移行支援）

- ① 精神科病院等に入院している精神障がい者
- ② 障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者（児）

(地域定着支援)

- ① 施設、病院、家族との同居から単身生活に移行した障がい者
- ② 地域生活が不安定な障がい者
- ③ 家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者

実施時間帯 平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※地域定着支援のみ 24 時間

(但し午後 5 時 30 分以降、休業日は携帯電話にて対応)

休 業 日 土、日、祝日、12月 30 日から 1 月 3 日

実 施 場 所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内

相談支援事業所ほっと

益田市横田町 2087 番地 1

事業担当職員 相 談 員 3 名 常 勤

○島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務

目的 益田圏域において専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築・高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に適切な支援が提供される体制整備を図ることを目的とする。

事業内容

①各種相談支援

電話・面接等による療養・日常生活・各種サービス・就労などに関する相談・支援及び情報提供を行う。

*必要に応じケース会議を実施。

②家族支援の実施

高次脳機能障がい者の家族に対して、障がいや療養生活及びリハビリテーションに関する学習の場を提供する。

*当事者・家族の集いを年に2回実施。

③地域支援ネットワーク会議の開催

関係機関や関係団体等が連携を図りながら適切な支援を円滑に提供できるように、地域でのネットワークづくりを推進する。

*年間 2回 ネットワーク会議を実施。

④その他高次脳機能障がい者支援のための活動

*普及啓発のため、パンフレットの配布や、勉強会の実施。

	拠点業務事業日程（予定）	研修会等（予定）
5月	家族の集い	損害保険補助金研修会(出雲)
6月	ネットワーク会議（津和野）	国リハ研修会（埼玉）*
7月		県連絡会研修会（松江）
8月	圏域研修会（益田）	
9月		県主催研修会（松江）
12月	家族の集い	県連絡会研修会（浜田）
1月	ネットワーク会議（益田）	
2月		高次脳機能障害支援普及全国協議会、支援コーディネーター全国会議・シンポジウム（東京）*
3月		中国ブロック研修会

※島根県自立支援協議会高次脳機能障がい部会、コーディネーター連絡会議への出席

*印については、どちらかに出席

<今年度の重点取り組み事項>

- ・福祉サービス・保育・教育・医療等の関係機関との共通理解や情報共有等の連携を図る。
- ・当事者主体のサービス等利用計画の作成を行う為、相談支援専門員の知識向上や相談技術の研鑽に励む。
- ・圏域のこととも考えて行ける相談支援専門員の人材育成をしていく。
- ・高次脳機能障がいのある方への支援が充実するよう関係機関や地域拠点との連携を密にはかる。
- ・高次脳当事者、家族のつどいの参加者が増えるよう周知を行う。

就労支援事業 レインボーハウス（就労移行支援・就労継続支援B型）

1. 事業目的

【就労移行支援事業】

一般就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、企業に雇用されることが見込まれる者について、生産活動及び社会参加の機会の提供とともに、就労及び生活習慣に必要な知識・能力の向上や維持のために、必要な訓練等を行う。この事業の利用期限は 2 年間。

【就労継続支援 B 型事業】

一般就労を目指す方または福祉的就労を希望する方に対して、就労、生産活動及び社会参加の機会を提供するとともに就労及び生活習慣に必要な知識・能力の向上や維持のために、一人ひとりのニーズにそった計画に基づき必要な訓練等を行い、自立した社会生活が営めるよう支援する。

2. 事業内容

【就労移行支援事業】

一般就労に必要な訓練、作業遂行能力、健康管理、生活面などを考慮し、本人のニーズに沿った個別支援計画書を作成し、それに基づき利用者の訓練を行う。職場実習など求職活動に関する支援や障がい特性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に向けて必要な相談や支援を行う。以下の表にかかる生産活動を行う。

【就労継続支援 B 型事業】

利用者個々の目標（一般就労、福祉的就労、社会参加、生活リズムの維持）に応じた作業遂行能力、健康管理、生活面などを考慮し、自立に向けての支援を行う。利用開始時に本人のニーズに沿った個別支援計画書を作成し、それに基づき利用者の支援を実施、その後必要に応じて計画書の評価・見直しを行う。以下の表にかかる生産活動を行う。

【就労移行支援事業・就労継続支援 B 型事業 共通】

(1) 生産活動

作業	作業 内 容
ウエス販売	タオル・シーツウエスの製造販売
印刷事業	名刺・広報誌等の印刷
受託事業	農園作業、入等の内職作業、テープ起こし作業など
農福連携事業	野菜の作付、ぶどう園等での施設外就労
製造事業	お菓子製造販売

(2) 職場実習支援

施設以外の場所での就労体験を通して基本的労働習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就労意欲の向上の為に施設外就労（職員同行）又は施設外支援を行う。

障がい者就業・生活支援センターESPOアやハローワーク等と連携を取り「障がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等の事業を活用し、一般就労に向けての支援を行う。

(3) 就労に必要な知識と能力の訓練

生産活動に積極的に参加し、基本的労働習慣（規則遵守、安全管理）や対人技能（コミュニケーション、感情コントロール）、日常生活管理（あいさつ、身だしなみ）、健康管理を身につける訓練を行う。

3. 利用対象者（市町村の支給決定が必要）

【就労移行支援事業】

一般就労を希望する 65 歳未満の障がい者

【就労継続支援 B 型事業】

就労移行支援事業等を利用した方であり、一般企業等の雇用契約が難しい方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

4. 利用者への支援内容

【就労移行支援事業・就労継続支援 B 型事業 共通】

(1) 生活支援

利用者が地域社会の中で安心して生活が営まれるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

(2) 職業指導

利用者が生産活動を行う上で必要な基本的技術の習得と就労意欲の向上を図る。

(3) 情報提供

利用者にサービス提供及び自立した社会生活を営む上で必要な情報を提供する。

(4) 健康管理

常に利用者の健康状態に留意し、定期健康診断を実施し健康維持に努める。

さらに、関係医療機関等と連携し、健やかな生活がおくれるよう支援する。

(5) 給食の提供

個別支援計画書に基づき、季節ごとに旬の食材を使い、栄養バランスの整った適温給食を提供する。さらに四季に応じた行事食の提供も行う。

5. 勤務時間・休日等

1日実働5.5時間の勤務時間とする。(9:00~15:30)

休日は土・日、祝・祭日、盆(8月13日から15日)、年末年始(12月30日から1月3日)は休みとする。ただし、印刷業務・イベント等の出店がある場合は、状況に応じて対応する。

6. 利用定員

就労移行支援事業	6名
就労継続支援B型事業	13名

7. 通勤方法

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。ただし、個別支援計画書により送迎の必要がある利用者については、送迎を行う。(益田駅方面、津和野方面、高津方面と施設間の送迎あり)

8. 利用料

- ・原則1割負担(所得の状況により軽減措置あり)
- ・食材料費 実費(重要事項説明書に定める)

9. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。工賃評価表については、工賃支給規程の定めによる。

10. 実施場所

レインボーハウス 益田市横田町2087番地1

11. 職員構成

管理者	常勤 1名(兼務)
サービス管理責任者	常勤 1名
職業指導員	常勤 1名
生活支援員	常勤 1名
目標工賃達成指導員	常勤 1名
就労支援員	常勤 1名
調理員	常勤 1名(兼務) 非常勤4名(兼務)

12. 年間行事計画

4月	お花見・学習会（身だしなみ）	10月	福祉ゾーンふれあいまつり
5月	健康診断・学習会（糖尿病）	11月	小旅行（出雲大社）・避難訓練
6月	避難訓練・学習会（特殊詐欺） 障がい者スポーツ大会	12月	クリスマス会・学習会（インフルエンザ・ノロウイルス）
7月	福祉ゾーン美化活動・学習会（防災）	1月	初詣・七草がゆ・新年会・利用者会議
8月	茶話会	2月	学習会（ダイエット）
9月	スポーツ大会（グランドゴルフ）	3月	利用者説明会

(1) 実習生の受入

中学生、高校生及び大学生等の障がい者施設実習先として対応する。

(2) ボランティアの受入

精神保健ボランティア「こもれび」等、ボランティアの受け入れを積極的に行う。

(3) 体験実習生の受入

益田養護学校中学部・高校部生徒、益田圏域の特別支援学級の生徒の体験実習の場として対応する。

(4) 職員研修

《施設外》

- ・人権・権利擁護研修
- ・虐待防止、権利擁護研修
- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者研修・中堅研修）
- ・中堅職員スキルアップ研修
- ・メンタルヘルス研修
- ・リスクマネジメント研修
- ・チーンソー取扱講習会
- ・職場適応援助者スキルアップ研修
- ・視察研修（就労継続支援B型事業を行っている法人1ヶ所）
- ・刈払機取り扱い安全衛生教育
- ・工賃向上計画作成セミナー
- ・サービス管理責任者研修（現任者研修）
- ・就労支援基礎研修
- ・OJT推進者研修
- ・SST（社会生活技能訓練）ファーストレベル研修

- ・その他就労振興センターの主催する就労関係の研修

《施設内》

- ・発達障がい支援研修
- ・工賃向上計画作成研修
- ・食品衛生に関する研修
- ・服薬（精神系疾患）に関する研修

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・焼きドーナツの製造ラインの確立と販路開拓に取り組む。
- ・他企業に依存しない新規作業の創出を目指す。
- ・利用者の働きたい気持ちを就労面及び生活面の両面から支援し、一人ひとりのニーズに沿った QOL（生活の質）の向上を目指す。
- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）活動を推進し、安全に作業を行えるようにする。

就労継続支援B型事業所（たんぽぽ）

1. 事業目的

一般就労を目指す方または福祉的就労を希望する方に対して、当事業所は就労、生産活動及び社会参加の機会を提供するとともに就労及び生活習慣に必要な知識・能力の向上や維持のために、一人ひとりのニーズにそった計画に基づき必要な訓練等を行い、自立した社会生活が営めるよう支援する。

2. 事業内容

利用者個々の目標（一般就労、福祉的就労、社会参加、生活リズムの維持）に応じた作業遂行能力、健康管理、生活面などを考慮し、自立に向けての支援を行う。利用開始時に本人のニーズにそった個別支援計画書を作成し、それに基づき利用者の支援を実施、その後必要に応じて計画書の評価・見直しを行う。

以下の表にかかる生産活動を行う。

(1) 生産活動

作業	作業内容
印刷事業	Tシャツ等プリント
受託事業	自動車部品のバリ取り等
自主製品販売	不織布製品・雑貨等製造販売

(2) 職場実習支援

施設以外の場所での就労体験を通して基本的労働習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就労意欲の向上の為に施設外就労（職員同行）又は施設外支援を行う。

障がい者就業・生活支援センターESPOアやハローワーク等と連携を取り「障がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等の事業を活用し、一般就労に向けての支援を行う。

(3) 就労に必要な知識と能力の訓練

生産活動に積極的に参加し、基本的労働習慣（規則遵守、安全管理）や対人技能（コミュニケーション、感情コントロール）、日常生活管理（あいさつ、身だしなみ）、健康管理を身につける訓練を行う。

3. 利用対象者（市町村の支給決定か必要）

就労移行支援事業等を利用した方であり、一般企業等の雇用契約が難しい方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

4. 利用者への支援内容

(1) 生活支援

利用者が地域社会の中で安心して生活が営まれるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

(2) 職業指導

利用者が生産活動を行う上で必要な基本的技術の習得と就労意欲の向上を図る。

(3) 情報提供

利用者にサービス提供及び自立した社会生活を営む上で必要な情報を提供する。

(4) 健康管理

常に利用者の健康状態に留意し、定期健康診断を実施し健康維持に努める。

さらに、関係医療機関等と連携し、健やかな生活がおくれるよう支援する。

(5) 給食の提供

個別支援計画書に基づき、季節ごとに旬の食材を使い、栄養バランスの整った適温給食を提供する。さらに四季に応じた行事食の提供も行う。

5. 勤務時間・休日等

1日実働5時間の勤務時間とする。(9:00～15:30)

休日は土・日、祝・祭日、盆(8月13日から15日)、年末年始(12月30日から1月3日)は休みとする。ただし、印刷業務・イベント等の出店がある場合は、状況に応じて対応する。

6. 利用定員

1日 20名

7. 通勤方法

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。ただし、個別支援計画書により送迎の必要がある利用者については、送迎を行う。(益田駅方面)

8. 利用料

- ・原則1割負担(所得の状況により軽減措置あり)
- ・食材料費 実費(重要事項説明書に定める)

9. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。工賃評価表については、工賃支給規程の定めによる。

10. 実施場所

11. 職員構成

管理者	常勤 1名（兼務）
サービス管理責任者	常勤 1名
職業指導員	常勤 1名
生活支援員	常勤 1名、非常勤 1名
目標工賃達成指導員	常勤 1名
調理員	常勤 1名（兼務） 非常勤 4名（兼務）

12. 年間行事計画

4月	お花見・学習会（身だしなみ）	10月	福祉ゾーンふれあいまつり
5月	健康診断・学習会（糖尿病）	11月	小旅行・避難訓練
6月	障害者スポーツ大会	12月	クリスマス会・学習会（インフルエンザ・ノロウイルス）
7月	福祉ゾーン美化活動・学習会（防災）	1月	初詣・七草がゆ・新年会・利用者会議
8月	茶話会	2月	学習会（ダイエット）
9月	スポーツ大会（グランドゴルフ）	3月	利用者説明会

(1) 実習生の受入

中学生、高校生及び大学生等の障がい者施設実習先として対応する。

(2) ボランティアの受入

精神保健ボランティア「こもれび」等、ボランティアの受け入れを積極的に行う。

(3) 体験実習生の受入

益田養護学校中学部・高校部生徒、益田圏域の特別支援学級の生徒の体験実習の場として対応する。

(4) 職員研修

《施設外》

- ・人権・権利擁護研修
- ・虐待防止、権利擁護研修
- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅職員研修）
- ・中堅職員スキルアップ研修
- ・視察研修（就労継続支援 B 型事業を行っている法人 1ヶ所）
- ・刈払機取り扱い安全衛生教育

- ・強度行動障がい支援者研修（基礎編・実践編）
- ・OJT 推進者研修
- ・その他就労振興センターの主催する就労関係の研修

《施設内》

- ・発達障がい支援研修
- ・工賃向上計画作成研修
- ・服薬（精神系疾患）に関する研修

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・令和3年9月までに移転先の建物を決めて、12月までの移転を目指す。
- ・工賃向上に向け新しい仕事の創出に努める。（パソコン解体、内職）